

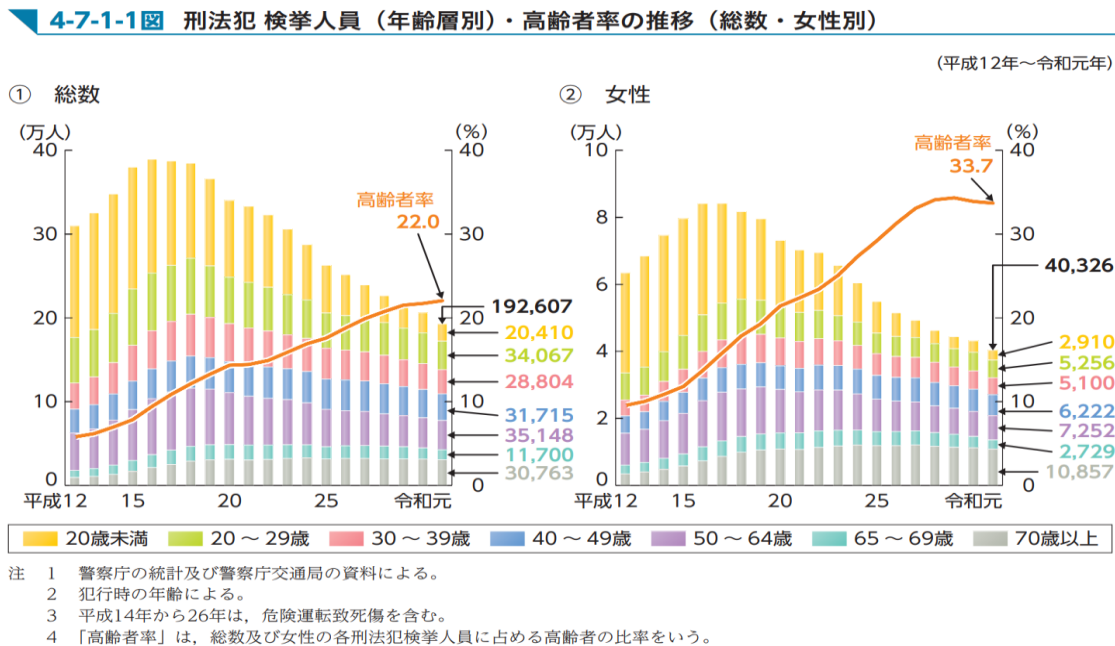
『犯罪をした高齢者の社会復帰とそれに向けた支援』

國學院大學法学部
 安田恵美

1 はじめに

- ・近時の日本の刑事政策における「高齢者犯罪／高齢犯罪者処遇」に対する問題関心の高まり
 - ←刑事司法に乗せられる「高齢犯罪者」の増加
 - ←山本讓司著『獄窓記』(2003)／下関駅舎放火事件(2006)

<令和 2 年版犯罪白書：刑法犯検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移>



<高齢者犯罪／高齢犯罪者への対応に注目が集まった 2000 年代半ば以降の流れ>

刑事司法システム・刑罰システムはそもそも「高齢者」を扱うことを想定したシステムではなかった



「高齢犯罪者」の増加により、高齢者への対応が余儀なくされた

→「高齢犯罪者」に関するデータの収集・分析と現場での工夫が同時進行で進んできた



高齢犯罪者に関するデータ・研究の蓄積、現場の「工夫」の積み重ねを経て「理論研究」が徐々に進められつつある

→高齢者犯罪・高齢犯罪者への対応はもはや「刑事政策」領域の問題ではなくなっている

<本日のお話の流れ>

- 1 はじめに
- 2 「高齢犯罪者」像の確認
- 3 高齢犯罪者等の「生きづらさ」と諸機関による対応
- 4 おわりに—軽微な犯罪を繰り返す高齢者への対応を考える上で検討すべきこと

2 「高齢犯罪者」像の確認

○犯罪をして刑事司法手続きに置かれる高齢者が増加した背景

- ・平成3年版犯罪白書：高齢者人口増加の影響

↓

- ・平成20年版白書：「犯罪をする高齢者」の増加を指摘
→高齢者による犯罪の増加…刑事政策学理論・犯罪学理論における「例外」

2-1 高齢者犯罪の増加は、これまでの犯罪学理論における「例外」的な現象

○前提：犯罪学における「高齢者」

- ・伝統的な犯罪原因の分析
：「生物学」的な要素 / 社会的な要素
- ・「年齢犯罪曲線」
：犯罪の種類により多少差異はあるものの、20代～30代をピークとして、それ以降は犯罪をすることが少なくなっていく

2-2 高齢者が犯罪をする要因 —平成30年版犯罪白書の特別調査から

○下関駅者放火事件・獄窓記で浮き彫りになった「高齢犯罪者像」

- お金がなく、身寄りもない高齢男性が、衣食住に困り、食べ物を盗む、あるいは「衣食住」に困らない刑務所に入るために犯罪をする
…ただし、後者の場合には、「窃盗」では刑務所に入ることができない可能性があるため、より重大な犯罪行為をするに至ることもある

○「高齢犯罪者像」の変化？

<平成30年版犯罪白書から>

・高年齢窃盗事犯に関する特別調査

[調査対象]

：平成 23 年 6 月中に全国の裁判所において窃盗罪（常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗を含む。いずれも未遂・既遂を問わず、幫助・教唆を含む。）により、有罪の裁判（略式命令を含む。）が確定した者
 →認定罪名に、殺人、傷害致死、強盗、強姦又は放火が含まれている者は調査対象から除外
 裁判書、刑事確定記録等の資料に基づき、調査対象事件の態様や動機、調査対象者の属性、生活状況、経済状況、前科状況、科刑状況、再犯状況等について調査を実施

[サンプル数]

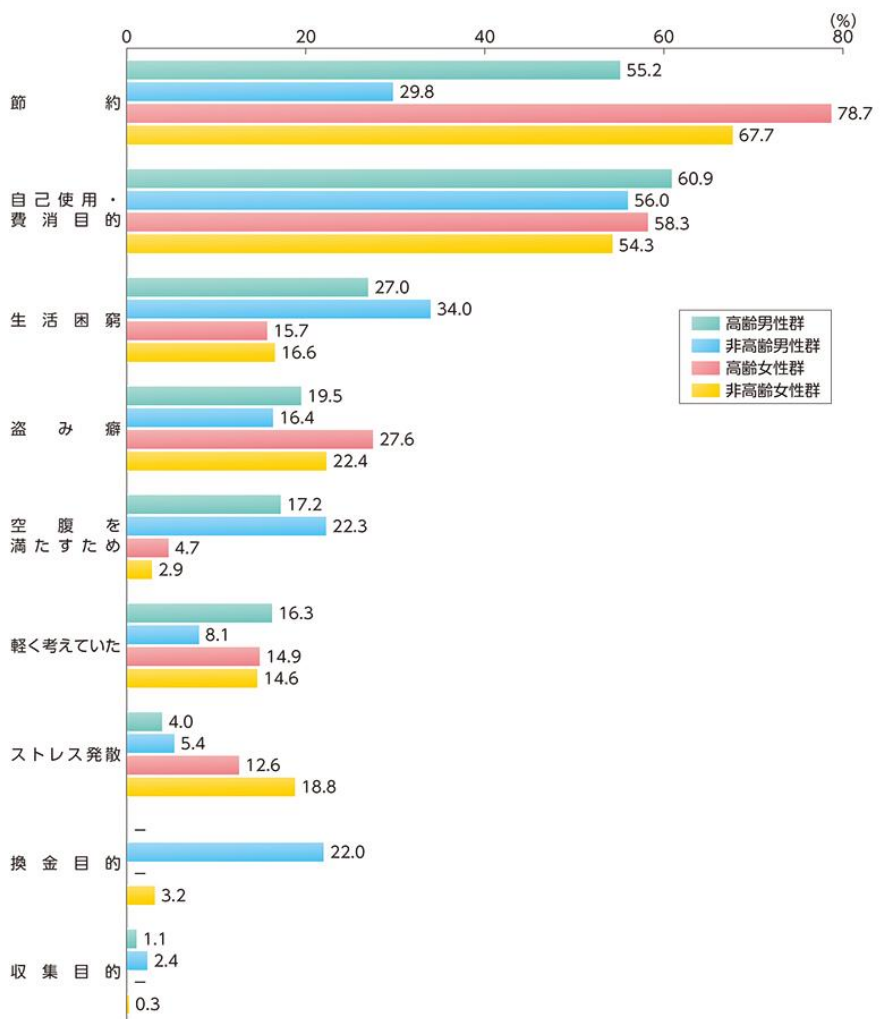
：調査対象者の総数は、2,421 人。うち、犯行時の年齢が 65 歳以上の者（「高齢群」）は、354 人（14.6%）

65 歳未満の者（「非高齢群」）は、2,067 人（85.4%）

…「犯行時 65 歳に満たない場合」であっても、刑務所入所時に 65 歳に達していれば、入所人員に関するデータとしては「65 歳以上」に分類される

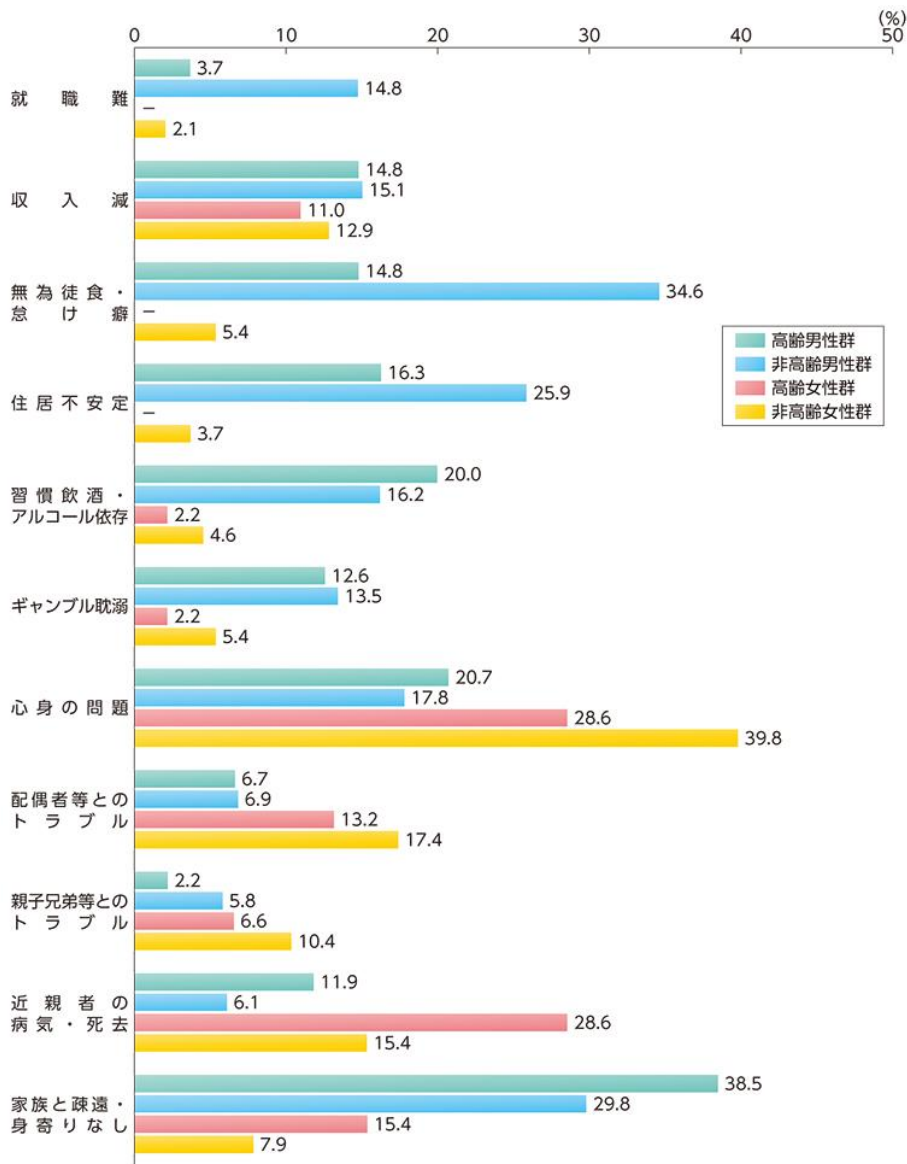
・調査結果

7-4-1-6図 万引き事犯者の動機等（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 該当の有無が不明の者を除く。
 4 「自己使用・費消目的」は、「空腹を満たすため」、「換金目的」又は「収集目的」以外の自己使用又は費消の目的をいう。

7-4-1-7図 万引き事犯者の背景事情（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 該当の有無が不明の者を除く。
 4 「心身の問題」は、医師による診断等がなされていない体調不良を含む。
 5 「配偶者等」は、交際相手を含む。

※上記データからは明らかではないが指摘されている原因
 ：前頭側頭型認知症による窃盗、高齢女性のクレプトマニア

→「生活困窮」とはどのような状態か？

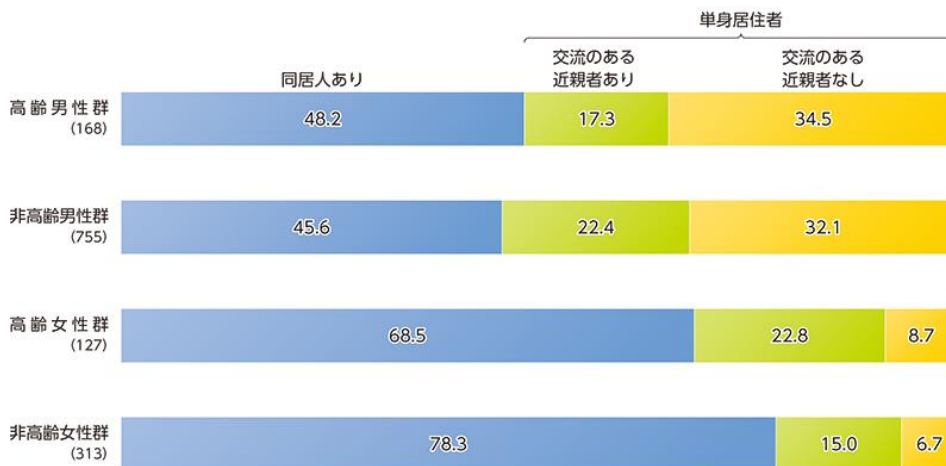
…調査設計のしかたによって、データは変わりうる

…ここでの生活困窮の定義が実はあいまい

→生活困窮状態に陥ったプロセスも多様 = 抱えている問題の多様性

<関連する数値：孤立と経済的困窮>

7-4-1-8図 万引き事犯者の同居人等の有無別構成比（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時（複数の窃盗事件がある場合には最初の犯行時）の居住状況による。
 3 同居人等の有無が不明の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

7-4-1-9図 万引き事犯者の収入額別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「収入額」は、犯行時（複数の窃盗事件がある場合には最初の犯行時）の月収による。
 3 収入源は、給与のほか、生活保護、年金、家族からの仕送り、配偶者の収入等を含む。
 4 収入額が不明の者を除く。
 5 ()内は、実人員である。

<法務総合研究所における「生活困窮」の捉え方を知るヒント：平成30年版犯罪白書より>

平成23年6月中旬に全国の裁判所で窃盗罪により有罪の裁判が確定した者を対象とする特別調査の結果によれば、有罪の裁判を受けた高齢窃盗事犯者の8割超は万引き事犯者である。普段から買い物に利用する店で少額の食料品を万引きするという高齢者の万引き事犯の典型例からは、経済的に窮乏し、頼るべき相手もない状態にあることが想定されるが、実際には、そうした事情を抱える者は主に高齢男性の一部に限られている。高齢の万引き事犯者は、**非高齢者と比べて困窮している者が少ない上に、その多くが年金を受給し、対人交流面を見ても、同居人がいるか、一人暮らしでも近親者との交流が保たれている。**にもかかわらず、高齢男性の半数超、高齢女性の約8割が「節約」のため万引きに及んでおり、実際の状況とは乖離した経済的な不安の存在や、万引きに対する抵抗感の乏しさがうかがえる。

※「節約」をする人は生活に困窮していない？ / 「挨拶する人」は「助けてくれる人」？
 →「生活困窮」とはどのような状態を指すのか？

3 高齢犯罪者等の「生きづらさ」と諸機関による対応

3-1 「生きづらさ」と犯罪の負のスパイラル

：生活困窮状態→「生活するための・生きるための」犯罪→刑務所入所→刑務所拘禁による弊害→出所後の生活困窮状態…

※そもそも抱えている問題（家族、就労など）

- + 高齢であるがゆえに生じた・生じやすい問題（健康に関する問題、年金など）
- + 刑務所拘禁から生じた・生じやすい問題

（家族、住民票の職権削除、「前科者」として扱われうること）

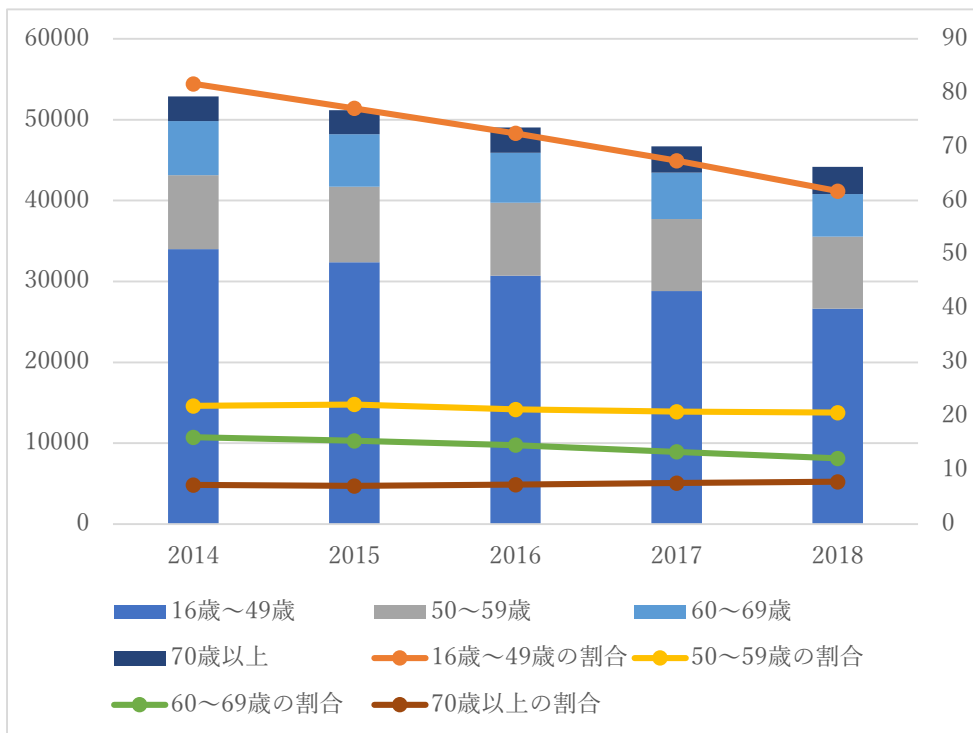


複合的な「生きづらさ」／問題の「生じやすさ」

3-2 「刑事政策」の領域で「高齢」犯罪者への対応を考えたときの難しさ

※これまでの刑事司法システムや刑罰システムは「高齢者」への対応を想定していない作りとなっていた → 「高齢者」の増加により仕組みや実践に工夫をしなくてはならなくなった

<年齢別年末在所人員の推移（矯正統計年報をもとに報告者が作成）>



- ・就労支援を核とした社会復帰支援では対応しきれない
- ・「生活困窮」を原因とする犯罪であるとするならば、刑務所内のできる働きかけはかなり限られる
- ・「高齢」犯罪者 = 65歳以上の高齢者
 - 65歳以上といっても生活環境、心身の状況、ライフスタイル等々は大きく異なる
 - …対人援助等各種サービスの「ニーズ」も様々

3-3 諸機関による対応

- ・刑務所による認知症簡易検査の実施
- ・PFI 刑務所における特化ユニット
 - …個浴用設備、バリアフリー・手すりの設置、高齢者の特性に応じたプログラム等
- ・刑務所による社会復帰支援指導の標準プログラム
 - ：基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な
- ・地域生活定着支援センターによる特別調整
 - 定着センターを軸として、高齢出所者への生活支援体制が拡充してきている

+ 「入口支援」

：被疑者・被告人段階で、刑務所拘禁を回避するための（≡起訴猶予、執行猶予を得るための）生活支援

例）更生支援計画書、対人援助職の情状証人としての出廷

4 おわりに—軽微な犯罪を繰返す高齢者への対応を考える上で検討すべきこと

○ 「解決すべき問題」は何か / なぜその問題を解決すべきなのか？

- ・高齢犯罪者は、「高齢者」か、「犯罪者」か。
 - …再犯防止推進法・再犯防止推進計画：再犯防止のための方策として生活支援を提示
- ・「刑務所」という限られた空間・刑務所拘禁の弊害をどう考えるか

例）医療・福祉サービスに十分にアクセスできない状況

→「高齢」受刑者のヴァルネラビリティに着目して、50歳以上を「高齢受刑者」として扱い、健康維持のための配慮を手厚くすべき、という議論

※「刑事政策」では何を扱うのか / 「刑事政策」学で論じるべきことは何か？

↓

刑事政策では対応しきれない問題 / 刑事政策を拡大することによる弊害

→ 一諸領域／諸機関との協働が必要不可欠

…数珠繋ぎ型では隙間に落ちてしまう危険がある

同時に関われる、専門家が専門性を発揮できる仕組みをいかにして実現していくのか